

後期高齢者医療制度のお知らせ

医療費のお知らせ(医療費通知)について

「医療費のお知らせ」とは？

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ診察日数や医療費等を掲載した「医療費のお知らせ(医療費通知)」を、年2回、ハガキで送付しています。

発送予定月	対象診療月
令和7年1月(上旬)	令和6年1月～9月
令和7年2月(下旬)	令和6年10月～12月

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和6年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和6年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和6年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

「医療費のお知らせ」を活用しましょう

診察日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

亡くなった方の医療費のお知らせ

医療費のお知らせは、健康管理の重要性を意識していただくことを目的としていますので、亡くなった方へは送付していません。送付を希望される場合は、役場住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56-2122

令和6年度

福祉灯油等支給事業のお知らせ

冬期間における生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、採暖用燃料(福祉灯油等)に係る費用の一部を支給します。

対象世帯

令和6年11月1日以降、引き続き村内に居住している「令和6年度村民税の非課税世帯」のうち、次のいずれかに該当する世帯

- 70歳以上の高齢者がいる世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯
- 18歳未満の子(一定の障がいをお持ちの子の場合は20歳未満)を扶養しているひとり親世帯

※上記に該当する場合でも、次の世帯は対象となりません。

- 施設入所者、長期入院患者等で、基準日以降引き続き2カ月以上不在の世帯
- 生活保護世帯

1世帯当たり
支給額 **21,000円**

《申請受付期間》

令和6年12月2日(月)～令和7年2月28日(金)

詳細は折り込みチラシ
をご確認ください！



福祉子育て支援課社会福祉担当 ☎ 56-2125

マイナ保険証をお持ちでなくても これまで通りの医療が受けられます

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、その後はマイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

ただし、切り替えがまだお済みでない方も「資格確認書」で保険診療を受けられますので、ご安心ください。また、今お持ちの健康保険証は、有効期限まで最大1年間利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

※国民健康保険・後期高齢者医療加入者の方の有効期限は令和7年7月31日までとなります。

「資格確認書」でこれまで通り医療が受けられます

マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。*来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障がいをお持ちの方など) → 申請いただくことで資格確認書をお届けします。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は

マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録を

STEP 1

マイナンバーカードを申請

◆申請方法

- オンラインで申請する(パソコン・スマホから)
- 郵便で申請する
- 街中の証明写真機から申請する

STEP 2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

◆利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う

STEP 3

医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

◆受付方法

- 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 本人確認を行う(顔認証・暗証番号)
- 各種情報提供の同意選択をする

マイナ保険証のメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます。
- 突然の手術・入院でも高額支払が不要になります。
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択し、音声ガイダンスに従ってお進みください。
平日：9時30分～20時00分 / 土日祝：9時30分～17時30分
※年末年始を除く

さらに詳しい情報は政府広報オンラインページでご確認ください！

政府広報 マイナ保険証

検索

